

第18号議案

ふじみ野市都市公園条例の一部を改正する条例

ふじみ野市都市公園条例（平成17年ふじみ野市条例第145号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「ふじみ野市道路占用料条例」を「ふじみ野市道路占用料徴収条例」に改める。

第18条中「又は公共的事業その他特別の事由があると認めるときは、利用者の申請により使用料又は」を「に供し、又は災害その他市長が特別に認めたときは、第16条に規定する使用料及び」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、電源施設に係る使用料については、災害時を除き、これを減免しない。

第26条第2項を次のように改める。

2 前条の規定により、指定管理者にふじみ野市運動公園、ふじみ野市第2運動公園及びふじみ野市荒川運動公園の管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用（前項に規定する指定管理者の業務に関する規定に限る。）については、第6条第2項及び第3項並びに第17条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第16条第2項、第19条（見出しを含む。）並びに別表第2備考2及び3中「使用料」とあり、第17条の見出し中「使用料等」とあり、並びに同条第1項及び第18条第1項中「使用料及び占用料」とあるのは「利用料金」と、同条の見出し中「使用料等」とあるのは「利用料金等」と、同条第1項中「市長は」とあるのは「指定管理者は」とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条、第16条関係）

施設区分		単位	利用時間	利用者区分	金額
ふじみ野市運動公園	野球場	1面	2時間	一般	円 1,500
				15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「中学生以下」という。）	400
	テニスコート	1面	2時間	一般	800
				中学生以下	400
	照明施設	1基	2時間		800

	フットサルコート		1面	1時間	一般	1,500
					中学生以下	750
	シャワー		1台	5分		100
	ロッカー		1台	1日		100
ふじみ野 市第2運 動公園	体育館	アリーナ	6分の	3時間	一般	400
			1面		中学生以下	200
		卓球場	1台	1時間	一般	100
					中学生以下	50
	武道館	柔道場	1面	3時間	一般	800
					中学生以下	400
		剣道場	1面	3時間	一般	800
					中学生以下	400
	多目的球場	1面	1時間		一般	1,300
					中学生以下	650
シャワー		1台	5分		100	
ロッカー		1台	1日		100	
ふじみ野 市荒川運 動公園	野球場		1面	2時間	一般	600
					中学生以下	200
	サッカー場		1面	2時間	一般	600
					中学生以下	200
他の都市 公園	電源施設		1か所	1日		500

備考

- 1 中学生以下の利用者区分の適用は、中学生以下の者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合でなければならない。
- 2 一般の利用者で、障害者手帳の交付を受けている者及びその介助人（1人に限る。）又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合の使用料（照明施設、シャワー、ロッカー及び電源施設に係る使用料を除く。）は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。
- 3 ふじみ野市、富士見市若しくは入間郡三芳町に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のものが利用する場合の使用料（照明施設、シャワー、ロッカー及び電源施設に係る使用料を除く。）は、この表の金額に2を乗じて得た額とする。
- 4 利用が終了したロッカーを再度利用する場合は、この表の金額を利用の

都度納付しなければならない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月20日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

使用料の減免規定を整備し、及び受益者負担の適正化を図るため、ふじみ野市都市公園条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。